

空調設備点検及び整備業務委託仕様書

1 目的

空調設備（冷温水発生機、冷却塔、真空式温水器）の機能維持を図り、適正な維持管理を行うための点検、整備を実施する。

2 対象機器

(1) 大型吸収式冷温水発生機	パナソニック製	QAW-200F1K	1基
(2) 冷却塔	シンワ	SDW-U200ASC	1基
(3) 真空式温水器（暖房用）	前田鉄工所製	MFV-400A-H5-N	1基
(4) 真空式温水器（給湯用）	前田鉄工所製	MFV-400A-T5-N	1基

3 業務内容

- (1) 対象機器の点検、整備
- (2) 冷却水及び冷温水の水質分析

4 使用器具及び材料

作業に使用する器具及び材料等は、受注者の負担とする。

5 作業実施計画

作業実施計画は、契約期間内において毎年度4月末日まで受注者が作成し、発注者の承認を得るものとする。

6 実施要領

- (1) 点検は、原則として、冷房及び暖房切り替え時に実施するものとする。また、発注者の要請により臨時に実施することもある。
- (2) 対象設備の正常な機能維持を図るために必要な調整、清掃、注油及び軽微な修繕等の整備を実施するものとする。
- (3) 対象設備に係る冷温水発生機及び冷却塔については、冷房及び暖房切り替え時の年2回、真空式温水器（暖房用及び給湯用）については、年1回の点検とし、承認を得た作業実施計画に基づき実施するものとする。
- (4) 冷却水の水質分析は冷房時期に、冷温水の水質分析は暖房時期に年各1回実施するものとする。（冷却水はレジオネラ属菌数分析を含む。）
- (5) 対象機器の点検項目は別表のとおりとする。
- (6) 労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）を遵守すること。
- (7) 業務の責任者や管理者、主任者については正規職員又は社会保険被保険者を配置すること。
- (8) 設備点検及び整備が完了したときは、発注者に対し、完了の都度速やかに作業の状況並びに設備現況の報告書を提出すること。